三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市鶴吉三五一、三六一の二、三六四、三六五、三六六の一、三六六の二、三七三の一、三七三の三、三七四の一、三七五、三七六の一、三七六の四、三七七、霜条七四六、七四八、七五〇から七五二まで、八二五の一、八二六から八二八まで、八三二、八三三の一、八三六、坪山一七二八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字たきの下丙四四九、丙四六二、丙四六三の一、丙四六三の二、丙四六四、丙四六五、字ぬけま丙四六七の子、丙四六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字蕪沢七八九の一、七九一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市福島字阿寺二二九〇から二二九二まで、二二九三の一、二二九四、二二九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県見附市堀溝町字東谷八二一から八二三まで、八二五、一〇八五の甲、一〇八五の乙、一〇八六から一〇八八まで、一〇八九の一、一〇九〇、一〇九一の一、一〇九一の二、一〇九三の一、字西谷九九二の一、九九三、九九七、九九九、一〇〇五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び見附市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西予市野村町野村一七号一二の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市遠野町三二地割一〇五の一二一・一〇六の四（以上二筆国有林）、一〇五の五六・一〇五の六五・一〇六の一・一〇六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市備中町平川字浅柄日南一ノ渡上エ七九五六の四、字畑ノ川原向七九五七の四、七九五七の五、字浅柄一ノ渡り上エ七九五八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字東園二六九二の八、字乙原二七四八の三、二七五二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県遠野市遠野町三二地割一〇五の一二一・一〇六の四（以上二筆国有林）、一〇五の五六・一〇五の六五・一〇六の一・一〇六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市備中町平川字浅柄日南一ノ渡上エ七九五六の四、字畑ノ川原向七九五七の四、七九五七の五、字浅柄一ノ渡り上エ七九五八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字東園二六九二の八、字乙原二七四八の三、二七五二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため